

一般財団法人鳥取県観光事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備する、また女性が管理職として活躍できる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年2月10日～令和13年2月9日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1：男性育児休業取得率65%以上を目指す。

【次世代法】

【取組内容】

令和8年2月～ 対象者向け制度周知に書類を作成し、配布する。

業務の属人化を防止し、休暇の取得・復帰がしやすい体制を整備する。

目標2：月35時間を超える時間外勤務を行う職員を、計画期間中0とする。 【次世代法】

【取組内容】

令和8年2月～ 業務の棚卸を行い、業務内容の見直しや効率化を図る。

管理職が時間外勤務状況を確認し、業務量や進め方の調整を行う。

目標3：年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする。

【女活法】

【取組内容】

各年6～7月 前年度の取得実績を把握する。

各年12～1月 当年度の取得状況を確認し、未達の職員へ取得促進の声掛けを行う。